主

原判決を左のとおり変更する。

被控訴人は控訴人に対し金一九九、〇〇〇円及びこれに対する昭和三四年五月九日より右支払済にいたるまで一〇〇円につき一日金三銭の割合による金員を支払え。

控訴人その余の請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対し金一九九、〇〇〇円及びこれに対する昭和三三年一月一日より右支払済にいたるまで一〇〇円につき日歩一〇銭の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人指定代理人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の主張は、

控訴人の被控訴人の抗弁に対する答弁、並に再抗弁等(原判決二枚目裏九行目以下三枚目裏六行目迄)を次のとおり改める。

- 一、 被控訴人主張の昭和三四年五月七日現在における控訴人の滞納国税中昭和 二四年度所得税本税分が九二、六一八円存することは認めるがその他はすべて争 う。
- 二、 かりに控訴人において被控訴人主張の原判決末尾添付の滞納税額表記載のように各滞納があつたとしても、右各税の納税義務はいずれも右表記載の各納期より起算して五年の経過と共に時効により消滅した。従つてその後に被控訴人が本件過誤納金及び還付加算金の一部を以て右支払に充当した旨の抗弁は理由がない。
- 三、 被控訴人の滞納処分による時効中断の主張に対し、 (イ) 昭和二四年度控訴人の所得税本税については滞納処分がなされたことは 認めるが同利子税、同加算税や取引高税については差押がなされていないから、こ れらの分については時効は中断されていない。
- (ロ) しかも被控訴人のなした滞納処分による差押は昭和二六年一〇月二〇日の公売を最後としいずれも公売は終了し、同月二五日控訴人に対し公売計算書(甲第三号証)を送付しているから、その翌日より更に時効は進行を始め、被控訴人がその主張の本件過誤納金の支払に充当したいという昭和三四年五月八日当時被控訴人主張の滞納税は既に時効により消滅している。
- (ハ) 被控訴人は昭和二五年五月一三日の差押物件中別表(一)の物件について公売は未だされていないので滞納処分完結せず時効は中断中であると主張する。所管税務署は最初昭和二五年二月九、一〇日の両日にわたり滞納者を控訴人の夫Aとして同人及びその家族の所有品(娘の婚礼用選の訴を提起したところ、Aに対する昭和二三、二四年度の所得税更正決定を取消し、納税義務者を控訴人に変更し前記差押品中夫A、娘B、息子Cの所有と認ある。し、納税義務者を控訴人に変更し前記差押品中夫A、娘B、息子Cの所有と認ある。し、納税義務者を控訴人に変更し前記差押品中夫A、娘B、息子Cの所有と認める。かけば全部解放し昭和二五年五月一三日改めて商品全部を差押えたのである。別にあたり、物件を一々点検せず先の差押調書を利用してあったもので、相違ない。被控訴人は同年九月一五日右物件を陳列棚に収受したまま陳列棚と共に引援が収返百貨店の地下室に搬入公売処分を行ったもので、右物件だけ残しておく

がない。もし引揚書に右物件を記載してないとすれば差押当初より右物件は差押物中に存しなかつたものである。そして翌二六年三月末頃被控訴人は右差押物件を一括競売し昭和二六年七月六日控訴人に対し公売計算書を送付したもので、右計算書には公売代金二九三、七〇〇円を昭和二三年度所得税再更正分に充当する旨記載されてあり、この公売計算書は滞納処分が結了したときに滞納者に交付するものであるから、この交付の点からみても右公売処分が結了したことは判然とする。更に被控訴人は昭和二六年六月六日の差押物件につき同年一〇月二〇日公売処分をし、同月二五日その公売代金一四六、〇〇〇円を昭和二四年所得税本税に充当した旨の公売計算書を控訴人に交付している。

と陳べ、

被控訴人指定代理人は、利子税及び延滞加算税は本税額の納付遅延によりまたは督促状指定の納付期限までに税金を完納しないことによりいずれも法律上自動的に発生する附帯税であつて本税と一体をなすものである。そして本件被控訴人主張の差押に際しては利子税額及び延滞加算税をも含めて差押を執行したのであるから本税のみならず、右附帯税額についても時効中断の効果を生じているこというまでもない。

被控訴人主張の未公売物件は別表(一)のとおりであるが、右は昭和二五年五月 一三日に差押えられた物件の一部で爾余の物件は昭和二五年九月一五日引揚げて後 公売をしたが、右物件のみは差押のままで控訴人方において保管されている。と陳 べた。

外は原判決事実摘示のとおりであるからここにこれを引用する。(原判決三枚目表八行昭和三四年とあるは昭和二四年の、同五枚目表八行目原告とあるは被告の各誤記と認められるから右訂正する。)

証拠関係は、控訴代理人において甲第四号証、同第五、六、九一一、一五号証の各一、二、同第七、八、一〇、一二、一三、一四、一六号証を各提出し、当審証人 Dの証言を援用し、乙第六乃至第九号証の成立を認め、被控訴人指定代理人におい て乙第六ないし九号証を提出し、当審証人Eの証言を援用し、甲第四乃至第一六号 証の成立を認めた外、原判決事実摘示のとおりであるからここにこれを引用する。 理

告」と各訂正する。 こで被控訴人主張の右還付本税及同加算金を以て控訴人の他の未納税金への充 当をし残余の加算金の還付をしたという主張について検討するに、成立に争のない 乙第一号証の一、二、同第二ないし第五号証に弁論の全趣旨を総合すると控訴人は 昭和三四年五月七日現在において他に原判決添付滞納税額表記載の所得税及び取引 高税合計二九七、九六二円の滞納をしていたので(そのうち昭和二四年度所得税本税について九二、六一八円の滞納のあつたことは控訴人も認める)、西成税務署長は同月八日控訴人に還付すべき前記過納本税額二九二、五三〇円の全部及び還付加 算金(各公売代金をもつて徴収した日の翌日より右昭和三四年五月八日迄法定の割 合により計算した合計額)三二一、五一〇円のうち五、四三二円を右滞納税金に充 当したこと、右加算金残額金三一六、〇七八円について大阪国税局長は昭和三四年 八月二四日控訴人に還付すべき旨支払決定をなし(内訳計算は別表(二)(ヨ とおり)、控訴人に対し同年九月四日株式会社三和銀行a支店(日本銀行大阪支店 代行)を通しこれを支払済であることが認められ、右認定を左右する証拠はない。 次に控訴人は右滞納があつたとしても右各税の納税義務はいずれも右滞納税額表記 載の各納期から起算して五年の経過とともに時効により消滅したと抗弁し、被控訴 人は右各税及び昭和二三年度所得税について滞納処分がなされ、右滞納処分により 時効が中断されたと主張するから、この点について審案する。国税の徴収を目的と する権利は五年間行わないときは時効に因り消滅することもちろんである(会計法 三〇条参照)。

そして時効の中断については他の法令に特別の規定がない限り民法の規定が準用される(会計法三一条)。本件において昭和二三年度取引高税及び昭和二四年度の所得税並に取引高税の各本税額及納期限が原判決添附滞納税額表記載のとおりであるから右各税は権利を行使できる前記各納期のとおりであるから右各税は権利を行使できる前記各納期の第一日の一、成立に争のない乙第八号証によれば西成税務署長(執行は大蔵事務官下)は(一)昭和二五年五月一三日控訴人の昭和二四年度所得税、同取引高税につき控訴人所有物件(動産)を差押えたことが認められるに争のない乙第六号証を綜合すれば西成税務署長は右時効中更に(二)昭和二五年度所得税につき控訴人所有物件を差押えたことが認められる。税及び昭和二五年度所得税につき控訴人所有物件を差押えたことが認められる。

控訴人は右各税の利子税や延滞加算税については差押がなかつたからその分につ いては時効は中断されていないと主張抗争するけれども、元来利子税又は延滞加算 税は本税の納付遅延により、又は督促状により指定した期限迄に税金を完納しない ことによりそれぞれ法律上自動的に発生する附帯税であつて、これは民法上の債務 不履行による遅延損害金と同様に基本債務(本税)と離れ別に遅延損害金(附帯 税)のみについて納期とか期限とかの観念を容れる余地なく、 納付の遅延或は債務 不履行の続く限り必然的に本税又は基本債務に加算されてゆく附加金であつてこれ は当然本税或は基本債務と一体をなすものであるから(東京高裁昭和三五年一月二 六日判決、高裁民集一三巻一号三四頁以下参照)本税について差押がなされた以上 きのみならず、右(二)の差押調書(乙第六号証)によれば本税のみならず利子 税、延滞加算税についてもこれを徴収するために差押えた旨の記載があり、 とも「未算」として確定額を掲げていないが、附帯税の性質上差押当時はこれを算 出確定することは出来ないのでこれを未算としたまでであつて、これを「未算」と したことは何ら右認定の妨げとならない。また、右利子税について取引高税のそれ にも一様に「法五五条による金額」と記載され所得税の利子税についての所得税法 五五条を取引高税の利子税にも誤記したものと認められるが右誤記あるがために取 引高税の利子税について差押を無効としこれを除外する趣旨であるとは解されない。) 右附帯税についても差押の効力が及んでいること明らかであるから、控訴人

の右主張は採用出来ない。 控訴人は更に差押による時効中断がなされても公売手続の完了により更に時効期 間は進行するところ、本件においては最後の公売手続の終了した昭和二六年一〇月 二五日の翌日より五年を経過した昭和三一年一〇月二五日をもつて時効は完成した。と主張し、被控訴人は前示(一)の昭和二五年五月一三日の差押物件中別表(一)記載の物件は未だ公売せず、差押えられたままの状態にあるから滞納処分は未だ完了せず従つて時効は中断中であると主張抗争する。所管税務署長が控訴人に 末た元」です促って時刻は中断中であると主張抗事する。所官税務者長が控訴人に対し前記(一)ないし(四)の差押をしたこと前認定のとおりであり、成立に争のない甲第一、三号証に前記乙第一号証の二、成立に争のない乙第八、九号証にさきに認定の昭和二三年度所得税の公売代金による徴収金、その年月日を綜合すると、その後右(一)(二)の差押物件は昭和二五年一〇月二三日以降昭和二六年七月六日迄の間に公売され、その公売代金二九三、七〇〇円は昭和二六年七月六日昭和二三年度所得税の支払に充当され、(三)の差押物件は昭和二六年一〇月二〇日公売出たれるの代金一四六〇〇〇円は昭和二四年度所得税に充当され、(四)の差押 せられその代金一四六、〇〇〇円は昭和二四年度所得税に充当され、 (四)の差押 物件は昭和二六年九月二八日公売されその代金五万円は昭和二四年度所得税に充当 されたことが認められる。そして成立に争のない乙第一号証の二、同第八、九号証 に原審並に当審証人Eの証言を綜合すると、別表(一)記載の物件は昭和二五年五 月一三日右(一)の差押物件中に含まれ、所管税務署係官は当日右(一)の差押物 件全部を控訴人に保管させておいたがその後同年九月一五日右(一)の差押物中別表(一)記載物件以外は悉皆大阪国税局大阪南常設公売場(松坂屋百貨店内)に引 揚げこれを公売したこと、右(一)の差押当時差押物件は主として控訴人方店舗陳列棚にこれを格納し陳列棚を封緘して差押えたこと、右、差押物件はカツターシャ ツ、靴下、ネクタイピン、手袋、香水、コンパクトその他種々の品目にわたる雑多 のもの(商品及商品陳列戸棚)で相当多数あつたこと、別表(一)の物件は昭和三 三年二月二七日においてパイプー函五〇円の他は全部無価値に等しいものであるこ と、右引揚の翌日九月一六日にも控訴人に対し差押(前記(二)の差押)がなされ

即日その差押物件全部を右同所に引揚げていること、公売代金による徴税充当の計算書は差押物について公売処分が結了したとき納税義務者に交付される慣行であり、右(一)の公売代金二九三、七〇〇円を昭和二三年度所得税に充当旨の公売計算書が昭和二六年七月六日控訴人に交付されていること(甲第一号証)、(旧国税徴収法施行規則三〇条対照)、しかも右引揚後係官は右残置物件について何らの処置をせず、昭和三三年二月にいたり引揚物件表と(一)の差押調の物件表を対照して別表(一)記載の物件について調査し、これを差押中(未会でありとして時効中断の抗弁を提出する資料としていること、(そしてかりに被控入主張のとおり本件過誤納金と滞納税を適法に充当したとしても被控訴人を強による滞納税の満足により別表(一)の物件についての差押は解除しなければならないところ今日にいたるも未だこれを解除した旨主張していないことをも認めることができる。右認定にていしよくする当審証人口の証言は措信出来ず、他に右認定を左右する証拠はない。

〈要旨〉以上認定の事実関係の下では別表(一)目録記載の物件は昭和二五年五月 三日一旦差押えられたものであるが、〈/要旨〉同年九月一五日他の差押物件を引揚 げるに際し、差押の効力を残す趣旨で現場に遺留せられたものでなく、むしろ差押 はこれら物件につき黙示的に解放せられたものと認めるのが相当である。蓋し多数 の差押物件の殆ど全部を引揚げ公売するに際し、その中の小部分を差押のまま現場に残留するには、それ相当の理由があつてなさるべく(例えば公売の上得らるべき 予定金額と滞納税額との関係上今直ちに引揚げ公売する必要を見ないとか、運搬の 便宜上やむなく一部を残すとか)残置した場合にも保管者にその旨告げて注意を喚 起した上適時該物件について公売を進めるが解除するかいずれかの処置をすべきで あつて、多年にわたつてこれを放置するが如きことは会計法、国税徴収法が公法上の債権債務につき時効の援用や時効利益の放棄を認めず、公法上の債務関係が早期 に画一的に明確ならしめることを期している立法趣旨に反することであつて、もし このような処置がなされるならば、処分庁の職権乱用ともなりかねないところであ る。また本件において右(一)の差押物件引揚当時(昭和二五年九月一五日)の国 税徴収法第一二条(昭和二六年三月三一日法律第七八号による改正前のもの)によ れば「差押フヘキ財産ノ価格ニシテ督促手数料及滞納処分費……ニ充テ残余ヲ得ル 見込ナキトキハ滞納処分ノ執行ヲ止ム」べく、また当時の同法第三一条によれば 「滞納処分ヲ……中止シタルトキハ納税義務ハ消滅ス」る旨規定し(もつとも右改 正により同年四月一日以降は右三一条による滞納処分の中止による当然の納税義務 消滅の制度は改変せられ、右改正後の第一二条において滞納処分の執行停止の制度 を整備し第一項において停止の場合を追加規定し、同第二項において停止の通知、 同第三項において差押の解除、第四項において執行停止の取消を、同第五項におい て滞納処分の執行を停止した国税及滞納処分費の納付義務は……その執行停止した 後三年を経過した時において消滅する旨を規定するに至つた)右法意からみていわゆる中止とは差押物全部についてなされることを前提とするから、別表(一)の未引揚物件があつても大部分を引揚公売した以上中止にあたらぬことはいうまでもな いが、少くともその残置物件については差押を解除したものといわねばならない。 けだし、前認定の下においては右物件を特に残置しておく必要は認められず、又右 引揚げに際して差押のままで別表(一)の物件について残置する旨保管人たる控訴 人に告げた形跡なく、また残置物件が引揚物件に比して極めてわづかであり、その 船どが無価値なものである点、右引揚の翌日更に係官は控訴人方を捜索して前記 (二)の差押をして即日その差押物を引揚げているのであつて、(一)の差押物件 だけでは不足なればこそ翌日(二)の差押をしこれを引揚げる必要のあつたこと等 よりみて、(一)の差押物中右残置物件にかぎり控訴人方に差押のままでこれを残 置しておく必要性は毫も認められず、むしろこれを解除したればこそ引揚げずに残 置しておいたものと認めるのが相当である。

してみれば(一)の昭和二五年五月一三日の差押物件中別表(一)の記載物件については昭和二五年九月一五日解除され残余は全部引揚げの上(二)の差押物件と共に昭和二六年七月六日迄に公売せられ同日充当計算書を交付して公売処分は完結したものといわねばならない。既に公売手続は終了し、売却代金の充当によるもなお滞納税金中満足をうけないものがあるとしても、差押による時効中断の効果は公売手続の終了により終止し、爾後残余の滞納税について他に特別の中断事由の主張立証のない限り時効は更に進行を開始するものといわねばならない。そこで被控訴人主張の差押についてその終了時期を考えてみるに前認定の(一)ないし(四)の差押は(四)の差押物件の公売が昭和二六年九月二八日になされ、(三)の差押物

件の公売は同年一〇月二〇日になされ同月二五日充当計算書が控訴人に交付されていることが認められ(このことは前示甲第一号証乙第一号証の二により明白、なお (一) (二) の差押物件公売が同年七月六日に終了していることは前認定のとお 結局すべての差押はおそくとも昭和二六年末には終了しているものと認める ことが出来る。してみれば、被控訴人が本件過誤納金の全部及び加算金の一部をも つて充当したという控訴人の滞納税は右起算日より五年を経過した昭和三一年末に は時効により消滅したものといわねばならぬ。けだし、租税債権の如き公法上の権利については時効の援用、放棄の有無にかかわらず、時効の完成により当然権利は消滅するものと解するを相当とするからである(新国税徴収法第一七四条、会計法 第三一条)。もつともこの点について昭和三四年法律第一四八号による改正前の会 計法第三一条は消滅時効の中断、停止「その他の事項」については民法の規定を準 用する旨規定し、援用、放棄がその他の事項に含まれるかどうかについて必ずしも 明らかではない。しかし租税債権について納税者の任意の援用と放棄を認めること は、租税法律関係が公法的色彩(命令強制)をもつものであり、画一的平等的な国の債権の処理という要請から考えて妥当でなく、個人の意思の尊重という時効の援用放棄における民法理論はこの場合妥当せず、(すでに時効の完成により消滅した 租税債権も相手方が援用すれば、訴訟上敗訴するような権利行使は行政としては妥 当ではなく、また時効完成後の納付(放棄)もあるからとて何時までも台帳(徴収 簿)を整理しないでおく如き事務処理は妥当でない)、 公法上の債権については時 効の援用を必要としないものと解するを相当とする (美濃部行政法下一〇五頁・出 中行政法上一二六頁・大正七、六、三行判行録五〇五頁国税徴収法関係判例集(大 蔵財務協会)(以下徴判集という)〔一一二〕昭和四、五、九行判行録五七八頁徴 蔵財務協会) 判集 [一八一] 参照)

してみれば被控訴人がその主張の本件過誤納金還付金と還付加算金の一部を 一部人の未納国税に充当した。 一部人の主昭の大きでは、 一部人のとでででは、 一部人のとでででは、 一部人のとでででは、 一部人のとでででは、 一部人のとででは、 一部人のとででは、 一部人のとででは、 一部人のとででは、 一部人のとででは、 一部人のとでは、 一部人のとでは、 一部人のというで、 一部人のというで、 一部人のというで、 一部人のというで、 一部人のというで、 一部人のといる。 一部人のといる。 一部人のといる。 一部人のといる。 一部人のといる。 一部人のは、 一部人のは、 一部人のは、 一部人のは、 一部人のは、 一部人のは、 一部人のは、 一部人のは、 一部ののは、 一部ののは、 一部ののは、 一部ののは、 一部ののは、 一部ののは、 一部ののは、 一部ののは、 一部ののに、 一部のに、 一のに、 

 年五月八日までの還付加算金を計算の上その一部五、四三二円(別表(二)の各始期よりこの金額にみつるまで加算金を計算すればその金額に充つる日が昭和三二年 一二月末日すなわち控訴人が本訴で請求する還付加算金の始期の前日迄に到来して いること計算上明らかであり、この金員すなわち初期に発生している還付加算金の 部分で被控訴人が後記充当をしたものと考えるのが合理的である)を他の滞納国税 に充当し、その残余の三一六、〇七八円を昭和三四年八月控訴人に支払つたとい う。右主張はもとより還付本税及同加算金は悉皆充当又は支払により消滅したこと を主張するものであるが、前認定のとおり右充当が無効であつた場合においても、 右主張は控訴人の請求する右五四三二円の加算金の生じた時期より後なる昭和三三 年一月一日よりの還付加算金に対して、被控訴人は同日より翌三四年五月八日迄の 分については支払済であるという抗弁を主張するものと解すべきであるからこの点 について考える。被控訴人主張の右抗弁の期間中の法定の還付加算金が昭和三四年 九月四日控訴人に支払済であることは各成立に争のない乙第二、四、五証に弁論の 全趣旨によりこれを認めることが出来る。そして右計算関係は正当と認められるから、少くとも控訴人の本訴請求にかかる昭和三一年一月一日以降昭和三四年五月八 日迄の加算金は控訴人に還付されているものというべきである。してみれば被控訴 人の右抗弁は右限度において理由がある。控訴人は被控訴人より還付をうけた三一 六、○七八円は日歩一○銭の割合により昭和二七年一月一日より五年間の加算金に 充当したというけれども、右認定をくつがえし、控訴人の右主張を肯認するに足る してみれば被控訴人は控訴人に対し一九九、〇〇〇円及びこれに対 資料はない。 する昭和三四年五月九日以降右支払済にいたるまで一〇〇円につき一日金三銭の割 合による金員を支払う義務あるべく、控訴人の本訴請求は右限度において正当とし 認容すべく、右をこえる部分は失当として棄却しなければならない。よつてこれと 趣旨を異にする原判決を主文のとおり変更し民事訴訟法第三八六条、第九六条、第 九二条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 宅間達彦 裁判官 増田幸次郎 裁判官 井上三郎)